第1章　計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、急速な少子化が進行し、平成 23 年の合計特殊出生率は 1.39 と平成 17 年の合計特殊出生率 1.26 と比べて増加しており、出産年齢の高年齢化などが出生率を押し上げています。その一方、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き子ども・子育て支援対策の推進が求められています。

また、子育て家庭、地域、就労環境などの子ども・子育てを取り巻く環境の変化は、育児の孤立化や不安感・負担感の増加につながることからも、地域社会を含めた社会全体で子育ち・子育てを支援していくことが、今後も必要となっています。

国においては、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」、平成 16 年にそれに基づく「少子化社会対策大綱」を制定し、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進してきました。しかし、子育て家庭や地域を取り巻く環境の変化や、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、日本に住む外国人の子どもなど、特別な支援が必要な子どもが増えている状況を踏まえ、少子化対策から子ども・子育て支援の視点も含め、子どもが尊重され、育ちが等しく確保できる社会の実現をめざしています。そして、それら子育ち・子育てに関する社会環境の変化への対応や基本視点を踏まえ、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）」のいわゆる「子ども・子育て関連３法」を制定し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からはじまります。これにより、家庭が子育てについての第一義的責任があるとの認識のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもの視点に立った子育ち・子育て施策の充実を図ろうとしています。

一方、本市では、子育ち・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための指針として、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、平成 16 年度に「はびきのこども夢プラン」（羽曳野市次世代育成支援行動計画）を策定し、平成 22 年にはこの計画の見直しを行い、後期計画として策定して、さまざまな施策を実施してきました。

本市においても、少子化の進行や地域のつながりの希薄化といった社会環境の変化などにより、保護者が子育てについての悩みを身近な人に相談できなかったり、子どもの育ちに大切な人との交流や社会体験の機会が減少しているなどの子育てに関する課題があります。こうしたさまざまな課題に対して、子育ち・子育てにおける主体と協力し合い、支え合いながら、社会全体で子育ち・子育てを支援していくことが重要となっています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条に基づく法定計画として作成するものであり、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

【子ども・子育て支援法（第 61 条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、平成 26 年度に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立され、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長するとともに、行動計画の任意化や支援事業計画との一体的な作成が可能となっています。本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりをもつため、次世代育成支援対策推進法に基づく「はびきのこども夢プラン」（羽曳野市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕）の考え方を継承するものとします。今後も本計画を通じて、包括的な子育ち・子育て施策を展開するため、これまで同計画に包含してきた母子家庭等及び寡婦施策を計画的に推進するための計画である「羽曳野市母子家庭等自立支援計画」や、母子保健施策を計画的に推進する「羽曳野市母子保健計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「羽曳野市総合基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り策定しています。

3. 計画の対象

本計画で対象とする子どもは、概ね０歳から 18 歳未満の乳幼児及び青少年とします。
また、子どもの保護者及び家族、それらを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

4. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの５年間を計画期間とします。なお、５年間の計画期間であっても、さまざまな状況の変化により、計画の見直しが必要になった場合は、適宜見直しを行うものとします。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
本計画期間									
				見直し	次期計画期間				